中国特許法実施細則 2023年 12 月改正

第一章 総 則

第2条 特許法と本細則に規定する各種手続は、書面形式或いは国務院特許行政部門が規定したその他の形式で手続しなければならない。電子データ交換などの方式で記載された内容を具体的に表現できるとともに、随時取り調べできるデータ電文(以下、電子形式と総称する)は、書面形式と見做す。

第 4 条 国務院特許行政部門に郵送された各種書類は、郵送された消印日を提出日とする。消印日が不明確な場合、当事者が証明書を提出できるほか、国務院特許行政部門の受取日を提出日とする。

電子形式により国務院特許行政部門に各種書類を提出する場合、国務院特許行政部門の指定する特定電子システムに入った日付を提出日とする。

国務院特許行政部門の各種書類は、<u>電子形式、</u>郵送、直接交付或いはその他の方法で当事者に送達できる。 当事者が専利代理機構に委任している場合、書類は専利代理機構に送付する。専利代理機構に委任していな い場合、書類は願書指定の連絡先に送付する。

国務院特許行政部門が郵送する各種書類は、書類の発送日を起算し満 15 日を当事者の書類受取日と推定する。当事者が証拠を提供し実際の文書の受取日を証明できる場合、実際の受取日を基準とする。

国務院特許行政部門の規定に基づき直接送付と規定する書類は、交付日を以って送達日とする。

書類送付先住所が不明の場合、公示の方式により当事者に送達できる。公示の日より起算し満 1 か月で、当該文書は既に送達されたと見做す。

国務院特許行政部門が電子的に送達した各種文書は、当事者が承認した電子システムに入った日を送達日とする。

第6条 当事者が不可抗力の事由により、特許法或いは本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が 指定する期限を徒過し、その権利を喪失した場合、障害が取り除かれた日より2か月以内、<u>かつ</u>期限満了日より2年以内に、国務院特許行政部門に権利回復を請求できる。

前項に規定する事由以外で、当事者がその他の正当な理由により、特許法或いは本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が規定する期限を徒過し、その権利を喪失した場合、国務院特許行政部門の通知の受取日より2か月以内に国務院特許行政部門に権利の回復を請求できる。但し、復審請求期限に遅れた場合、復審請求期間の満了日より2か月以内に国務院特許行政部門に権利の回復を請求できる。

当事者が本条第1項或いは第2項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、 理由を説明し、必要に応じて関連証明資料を添付するとともに、権利喪失前に行わなければならない相応の手 続を行わなければならない。本条第2項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、併せて権利回復請求料 を納付しなければならない。

当事者が国務院特許行政部門の指定する期限の延長を請求する場合、期限満了日前に国務院特許行政部門に期限延長申請書を提出し、理由を説明するとともに、関係する手続を行わなければならない。

本条第1項及び第2項の規定は、特許法第24条、第29条、第42条、第<u>74</u>条に規定する期限には適用されない。

第 9 条 国務院特許行政部門は、本細則第 8 条の規定の提出された請求の受取後、審査を経て、当該発明或 いは実用新案が国の安全或いは重大な利益に関り秘密保持の必要があると判断した場合、請求の提出日より 2 か月以内に出願人に秘密保持審査通知を発行しなければならない。状況が複雑な場合、2 か月延長できる。

国務院特許行政部門は、前項規定の通知に基づき秘密保持審査を行う場合、請求の提出日より4か月以内に秘密保持が必要か否かを決定するとともに、出願人に通知しなければならない。情況が複雑な場合、2か月延長できる。

(新設)第 11 条 特許出願は、信義誠実の原則を遵守しななければならない。各種の特許出願を提出する場合、真実の発明創造活動を基礎としなければならず、虚偽を弄してはならない。

第 13 条 特許法第 6 条にいう、所属単位の任務を遂行することによって完成した職務発明創造とは、以下に掲げるものをいう:

- (1)本来の業務過程で成された発明創造:
- (2)所属単位から与えられた本来の業務以外の任務の履行において成された発明創造:
- (3)退職、原部署からの異動、或いは労働、人事関係の終了後 1 年以内に成され、その元の部署で担当していた本来の業務或いは原部署で割り当てられた任務と関係のある発明創造。

特許法第6条にいう所属単位には、臨時勤務単位を含む。特許法第6条にいう所属単位の物質的技術的条件とは、所属単位の資金、設備、部品、原材料、或いは対外的に公開していない技術情報と資料などをいう。

(新設)第 16 条 特許業務は、党と国家知識産権の戦略的配置を貫徹し、我が国の特許のイノベーション、運用、保護、管理、サービスレベルを向上させ、包括的なイノベーションを支援し、イノベーション型国家建設を促進しなければならない。

国務院特許行政部門は、特許情報公共サービスの能力を向上させ、完全、正確、適時に特許情報を公表、 特許基礎データを提供し、特許関連データ資源の開放共有、相互連携を促進しなければならない。

第二章 特許の出願

第 17 条 特許を出願する場合、国務院特許行政部門に出願書類を提出しなければならない。出願書類は、規 定の要件に適合しなければならない。(削除)書面で特許出願する場合、国務院特許行政部門に出願書類 1 式 2 部を提出しなければならない。

国務院特許行政部門が規定するその他の様式で特許出願する場合、その規定する条件を満たさなければならない。

出願人が専利代理機構に委任し国務院特許行政部門に特許出願及びその他の特許事務を処理する場合、 同時に委任状を提出しなければならず、委任権限を明記しなければならない。

出願人が 2 人以上で、かつ専利代理機構に委任していない場合、願書に別段の陳述がある場合を除き、願書に明記された第一出願人を代表者とする。

(新設)第 18 条 特許法第 18 条第 1 項の規定に基づき専利代理機構に中国での特許出願とその他の特許事務続きを委任する場合、以下に掲げる事務に関し、出願人或いは特許権者は自分ら行うことができる。

(1)出願が優先権を主張する場合、最初に提出した特許出願(以下、最先の出願と略称する)書類の副本の提出:

- (2)料金の納付;
- (3) 国務院特許行政部門が規定するその他の事務。

第30条 出願人は、保護が必要なそれぞれの意匠製品の内容を図面或いは写真で提出しなければならない。 部分意匠特許を出願する場合、製品全体の視図を提出するとともに、破線と実線を組合せ或いはその他の 方法で保護の必要な内容を指定しなければならない。

出願人は色彩の保護を求める場合、カラ一図面或いは写真を提出しなければならない。

第31条 意匠の簡単な説明には、意匠製品の名称、用途、意匠設計の要点を明記するとともに、設計の要点を 最もよく表す図面或いは写真を 1 枚指定しなければならない。視図の省略或いは色彩の保護を求める場合、簡 単な説明で明記しなければならない。

同一製品に対する複数の類似意匠を1件の意匠特許出願で提出する場合、簡単な説明で、その内の1つを 基本意匠と指定しなければならない。

部分意匠特許を出願する場合、簡単な説明に保護を求める部分を明記しなければならず、製品全体の視図に破線と実線を組合せて指定している場合を除く。

簡単な説明でビジネスの宣伝用語を使用してはならず、また製品の性能も説明してはならない。

第 33 条 特許法第 24 条第(2)項にいう中国政府が承認する国際展覧会とは、国際展覧会条約が規定する国際展覧事務局に登録或いは認可された国際展覧会をいう。

特許法第 24 条第(<u>3</u>)項にいう学術会議或いは技術会議とは、国務院の関係主管部門或いは全国的な学術団体が組織開催する学術会議或いは技術会議、及び国務院の関係主管部門が承認した国際組織による学術会議或いは技術会議をいう。

特許出願の発明創造が特許法第 24 条第(2)項或いは第(3)項に掲げる情況がある場合、出願人は、特許出願時に陳述を提出するとともに、出願日より 2 か月以内に、国際展覧会或いは学術会議、技術会議の組織単位が発行する、関連発明創造が既に展示或いは発表された事実及び展示或いは発表日を証明する書類を提出しなければならない。

特許出願の発明創造が特許法第 24 条<u>第(1)項或いは</u>第(<u>4</u>)項に掲げる情況がある場合、国務院特許行政部門は必要に応じ、出願人に指定期限までに証明書類を提出するよう求めることができる。

出願人が本条第3項の規定に基づき陳述と証明書類を提出しない場合、或いは本条第4項の規定に基づき 所定期限までに証明書類を提出しない場合、その出願に特許法第24条の規定を適用しない。

第 35 条 出願人は、1つの特許出願において、1つ或いは複数の優先権を主張できる。複数の優先権を主張した場合、当該出願の優先権期限は、最先の優先権日より起算する。

発明或いは実用新案特許の出願人が国内優先権を主張し、最先の出願が発明特許出願の場合、同じ主題について発明或いは実用新案特許出願をできる。最先出願が実用新案特許出願の場合、同じ主題について実用新案或いは発明特許出願を提出できる。意匠特許の出願人が国内優先権を主張し、最先の出願が発明或い

は実用新案特許出願の場合、付属図面に示される意匠と同じ主題の意匠特許出願を提出できる。最先の出願が意匠特許出願の場合、同じ主題の意匠特許出願を提出できる。但し、後の出願を提出する時、最先の出願の主題に以下に掲げる事情のいずれかがある場合、国内優先権を主張する基礎とできない:

- (1) 既に外国優先権或いは国内優先権を主張している場合:
- (2)既に特許権が登録されている場合:
- (3)規定に基づき出願された分割出願に属する場合。

出願人が国内優先権を主張する場合、その最先の出願は後の出願の出願日をもって取下げられたものと見做す。但し、意匠特許出願人が国内優先権の基礎を発明或いは実用新案特許出願とする場合を除く。

(新設)第 36 条 出願人は、特許法第 29 条に規定される期限を超えて、国務院特許行政部門に同一テーマについて発明或いは実用新案特許出願を提出し、正当な理由がある場合、期限満了日より 2 か月以内に優先権の回復を請求できる。

(新設)第 37 条 発明或いは実用新案特許出願人が優先権を主張した場合、優先権日より 16 か月以内、或いは出願日より 4 か月以内に、願書に優先権主張の追加或いは訂正を請求できる。

第三章 特許出願の審査と認可

(新設)第 45 条 発明或いは実用新案特許出願に特許請求の範囲、明細書或いは特許請求の範囲、明細書の一部の内容が欠落或いは誤って提出されたが、出願人が提出日に優先権を主張した場合、提出日から 2 か月以内或いは国務院特許行政部門が指定した期限内に最先の出願書類を引用する方式で補完できる。補完された書類が関連規定に適合している場合、最初に提出された書類の提出日を出願日とする。

第 56 条 国務院特許行政部門は、特許法第 35 条第 2 項の規定に基づき特許出願を自ら審査する場合、出願人に通知しなければならない。

出願人は、特許出願に対し審査延期請求を提出できる。

第62条 実用新案或いは意匠特許権を登録する決定の公告後、特許法第66条の規定により特許権者、利害関係者或いは被訴権利侵害者は、国務院特許行政部門に特許権評価報告書の作成を請求できる。出願人は、特許権登録手続を行う時に国務院特許行政部門に特許権評価報告の作成を請求できる。

特許権評価報告書の作成を請求する場合、特許権評価報告請求書を提出し、特許出願番号或いは特許番号を明記しなければならない。各請求は1つの特許出願或いは特許権に限られなければならない。

特許権評価報告請求書が規定に適合しない場合、国務院特許行政部門は、請求人に指定期限内に補正するよう通知しなければならない。請求人は、期限が満了しても補正しない場合、請求が提出されていないと見做す。

第 63 条 国務院特許行政部門は、特許権評価報告請求書を受取後 2 か月以内に特許権評価報告書を作成しなければならない。但し、出願人が特許権登録手続を行う時に特許権評価報告書の作成を請求した場合、国務院特許行政部門は、特許権登録公告日より 2 か月以内に特許権評価報告を作成しなければならない。

同一の実用新案或いは意匠特許権に対して、複数の請求人から特許権評価報告作成の請求がある場合、 国務院特許行政部門は、1 つの特許権評価報告のみを作成する。いずれの単位或いは個人も当該特許権評価 報告書の閲覧或いは複製ができる。

(新設)第五章 特許権期間補償

(新設)第77条 特許法第42条第2項の規定に基づき特許権期間補償を請求する場合、特許権者は、特許権の登録を公告した日から3か月以内に国務院特許行政部門に提出しなければならない

(新設)第 78 条 特許法第 42 条第 2 項の規定に基づき特許権期間補償を与える場合、補償期限は、特許の登録過程における不合理な遅延の実際の日数に基づき計算する。

前項にいう特許の登録手続における不合理遅延の実際の日数とは、特許出願日から 4 年を経過し、実体審査請求日から 3 年が経過した日から特許権の登録公告日までの間の日数をいい、合理的な遅延日数と出願人による不合理な遅延日数を減じる。

以下に掲げる情況は、合理的な遅延である。

- (1)本細則第66条の規定に従い特許出願書類を補正後に特許権が登録された場合、復審手続による遅延;
- (2)本細則第 103 条、第 104 条に規定する情況による遅延;
- (3)その他の合理的な状況による遅延。

同一の出願人が同日、同様の発明創造に対し実用新案特許及び発明特許を出願し、本細則第 47 条第 4 項の規定に従い特許権を取得した場合、当該特許権の期間には、特許法第 42 条第 2 項の規定を適用しない。

(新設)第 79 条 特許法第 42 条第 2 項に規定する出願人による不合理な遅延には、以下に掲げる情況が含まれる。

- (1)指定期間内に国務院特許行政部門が発行した通知に応答していない;
- (2)出願遅延審查;
- (3)本細則第45条の規定の情況による遅延:
- (4)その他出願人による不合理な遅延。

(新設)第80条 特許法第42条第3項にいう新薬関連発明特許とは、規定に適合する新薬製品特許、製法特許、医薬用途特許をいう。

(新設)第81条 特許法第42条第3項の規定に基づき新薬に関する特許権期間補償を請求する場合、当該新薬が中国で上場許可を獲得した日から3か月以内に国務院特許行政部門に提出しなければならない:

- (1)当該新薬に同時に複数の特許が存在する場合、特許権者はその内 1 つの特許に対してのみ特許権期間補償を請求することができる:
- (2)1 つの特許が同時に複数の新薬に関連する場合、1 つの新薬に対してのみ当該特許に特許権期間補償請求を提出することができる;
 - (3)当該特許は有効期間内であり、かつ新薬に関する特許権期間補償を受けていない。

(新設)第82条 特許法第42条第3項の規定に従い特許権期間補償を与える場合、補償期間は、当該特許出願日より当該新薬が中国で上場許可を獲得した日までの日数から5年を減じ、特許法第42条第3項の規定に適合する条件で確定する。

(新設)第83条 新薬関連発明特許の特許権期間補償期間中、当該特許の保護範囲は、当該新薬及びその承認された適応症関連技術案に限定される。保護の範囲内で、特許権者が享受する権利と負担する義務は、特許権期間補償前と同じである。

(新設)第 84 条 国務院特許行政部門は特許法第 42 条第 2 項、第 3 項の規定に基づき提出された特許権期間補償請求を審査後、補償条件に適合すると判断した場合、期間補償を与える決定を下すとともに、これを登録と公告する。補償条件に適合しない場合、期間補償しない決定を下すとともに、請求を提出した特許権者に通知する。

第六章 特許実施の特別許諾

(新設)第 85 条 特許権者が自らの意思でその特許に対し開放許諾を実施すると宣言した場合、特許権の登録が公告された後に提出しなければならない。

開放許諾陳述には、以下に掲げる事項を明記しなければならない:

- (1)特許番号:
- (2)特許権者の姓名或いは名称:
- (3)特許許諾使用料の支払方式、基準:
- (4)特許許諾期限:
- (5)その他明確にすることが必要な事項。

開放許諾陳述の内容は正確、明確でなければならず、明らかなビジネスの宣伝用語があってはならない。

(新設)第 86 条 特許権に以下に掲げるいずれかの情況がある場合、特許権者はその開放許諾を実施してはならない:

- (1) 特許権が独占或いは排他的許諾の有効期間内である場合:
- (2)本細則第103条、第104条に規定される中止の情況に属する場合;
- (3)規定に従い年金を納めていない場合:
- (4) 特許権が質権設定され、質権者の許可が得られていない場合;
- (5)その他の特許権の有効な実施を妨げている場合。

(新設)第87条 開放許諾により特許実施許諾が達成された場合、特許権者或いは被許諾者は、許諾達成を証明できる書面により国務院特許行政部門に登記しなければならない。

(新設)第 88 条 特許権者は、虚偽の資料の提供、事実隠蔽などの手段により、開放許諾陳述を作成或いは開放許諾実施期間中に特許年金の減免を受けてはならない。

第七章 職務発明創造の発明者或いは創作者に対する奨励と報酬

第 92 条 特許権を登録された単位は、発明者或いは創作者と約定、或いは法的に基づき制定された規則制度で特許法第 15 条に規定される奨励、報酬の方式と金額を規定することができる。特許権を登録された単位は、産業財産権のインセンティブを導入し、株式、オプション、配当などの方式を採用し、発明者或いは創作者にイノベーション収益を合理的に共有させる。

企業、事業単位は、発明者或いは創作者に支払う奨励、報酬を国の財務、会計制度の規定に基づき処理する。

第 93 条 特許権を登録された単位が発明者或いは創作者との約定或いは法に基づき締結した契約に特許法 第 15 条に規定する奨励方法と金額の規定がない場合、特許権の登録公告日より 3 か月以内に、発明者或い は創作者に報奨金を支払わなければならない。1 件の発明特許報奨金は、4,000 元を下回らず、1 件の実用新 案特許或いは意匠特許の報奨金は 1,500 元を下回ってはならない。

発明者或いは創作者の提案がその所属単位に採用されて完成した発明創造について、特許権を登録された 単位はできるだけ良い報奨金を支払わなければならない。

第 94 条 特許権を登録された単位が、発明者或いは創作者との約定或いは合法的に締結した契約に、特許法 第 15 条に規定する奨励方法と金額の規定がない場合、「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」の規定に 基づき、発明者或いは創作者に合理的な報酬を与えなければならない。

第八章 特許権の保護

第 95 条 省、自治区、直轄市の人民政府の特許業務管理部門及び特許管理の業務量が多く、実際の処理能力がある地の市クラス、自治州、盟、地区と直轄市の区クラスの人民政府の特許業務管理部門は、特許紛争の処理と調停することができる。

(新設)第 96 条 以下に掲げるいずれかの情況がある場合、特許法第 70 条でいう全国に重大な影響を及ぼす 特許権侵害紛争に属する:

- (1) 重大な公共の利益に関わる場合:
- (2)業界の発展に重大な影響がある場合:
- (3)省、自治区、直轄市区域を跨ぐ重大な事件:
- (4) 国務院特許行政部門が重大な影響を及ぼす可能性があると認定するその他の情況。

特許権者或いは利害関係者が国務院特許行政部門に特許権侵害紛争の処理を請求し、関連事件が全国に 重大な影響を及ぼす特許権侵害紛争に属さない場合、国務院特許行政部門は、管轄権のある地方人民政府の 特許業務管理部門を指定し処理することができる。

(新設)第 100 条 出願人或いは特許権者が本細則第 11 条、第 88 条の規定に違反した場合、県クラス以上の特許法執行責任部門は、これを警告し、10 万元以下の罰金を科すことができる。

第十一章 発明、実用新案の国際出願に関する特別規定

(新設)第128条 国際出願の出願日が優先権期間満了後2か月以内で国際段階の受付局が優先権の回復を承認した場合、本細則第36条の規定に従い優先権の回復請求を提出したと見做す。国際段階で出願人が優先権の回復を請求していない、或いは優先権の回復を請求したが受理局が承認していない場合、出願人に正当な理由があれば、移行日から2か月以内に国務院特許行政部門に優先権の回復を請求することができる。

(新設)第十二章 意匠国際出願に関する特別規定

(新設)第 136 条 国務院特許行政部門は、特許法第 19 条第 2 項、第 3 項の規定に基づき、工業品意匠国際登録ハーグ協定(1999 年版)(以下、ハーグ協定と略称する)により提出された意匠国際登録出願を処理する。

国務院特許行政部門はハーグ協定に基づき提出さるとともに中国指定の意匠国際登録出願(意匠国際出願と略称する)の条件と手続を処理に本章の規定を適用する。本章に規定がない場合、特許法及び本細則の他の各章の関連規定を適用する。

(新設)第 137 条 ハーグ協定に基づき国際登録日が確定するとともに中国を指定した意匠国際出願は、国務院特許行政部門に提出された意匠特許出願と見做し、当該国際登録日は、特許法第 28 条にいう出願日と見做す。

(新設)第 138 条 国際局が意匠国際出願を公開した後、国務院特許行政部門は、意匠国際出願を審査するとともに、審査結果を国際局に通知する。

(新設)第139条 国際局が公開した意匠国際出願に1つ或いは複数の優先権が含まれている場合、特許法第30条の規定に基づき陳述書面を提出したものとみなす。

意匠国際出願の出願人が優先権を主張する場合、意匠国際出願の公開日から3か月以内に最先の出願書類の副本を提出しなければならない。

(新設)第 140 条 意匠国際出願に係る意匠に特許法第 24 条第(2)項或いは第(3)項に掲げるものがある場合、 意匠国際出願を提出する際に陳述するとともに、意匠国際出願の公開日から 2 か月以内に本細則第 33 条第 3 項に規定する関連証明書類を提出しなければならない。

(新設)第 141 条 意匠国際出願 1 件に 2 つ以上の意匠が含まれる場合、出願人は意匠国際出願の公開日から 2 か月以内に国務院特許行政部門に分割出願を提出するとともに、料金を納付することができる。

(新設)第142条 国際局が公開した意匠国際出願に設計要点を含む説明書が含まれている場合、本細則第31条の規定に従い簡単な説明書を提出したと見做す。

(新設)第 143 条 意匠国際出願が国務院特許行政部門の審査を経て拒絶理由が発見されなかった場合、国務院特許行政部門は、保護を与える決定を下し、国際局に通知する。

国務院特許行政部門は保護を与える決定を下した後、これを公告するが、当該の意匠特許権は公告の日か

ら発効する。

第 144 条 国際局で権利変更手続を行った場合、出願人は、国務院特許行政部門に関連証明資料を提供しなければならない。